

第2期 七飯町子ども・子育て 支援事業計画

《概要版》

未来をつくる子どもが健やかに育つまち
安心していきいきと暮らすまち ななえ



令和2年3月
七飯町

第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画について

■計画策定の目的

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「七飯町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

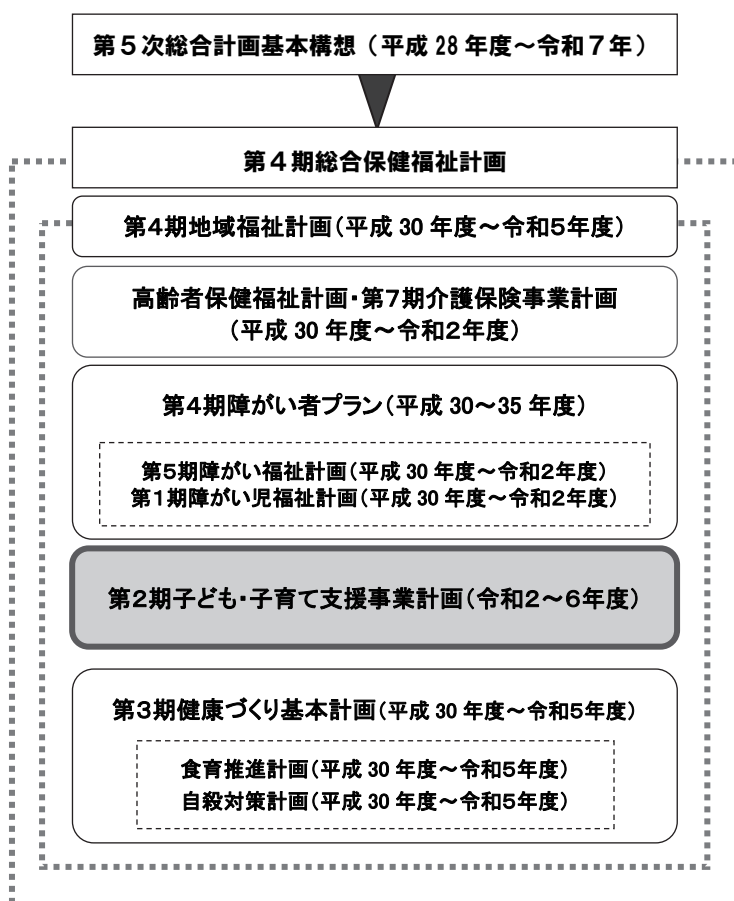
■計画の位置づけと計画期間

(1)法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

(2)当町の関係する計画

第5次七飯町総合計画を上位計画とする保健福祉分野の関連計画との整合を図っています。また本計画は七飯町総合保健福祉計画の中の1つの計画であり、地域福祉計画をはじめとする保健・福祉分野計画と連携する計画です。



(3)計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

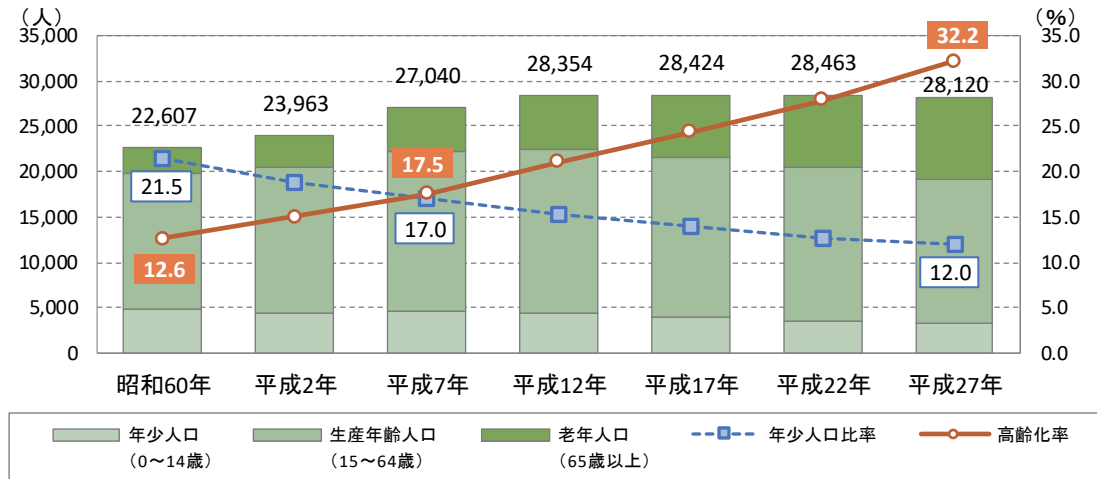
当町における人口の現状

■総人口と年齢3区分別人口の推移

昭和60年22,607人であった総人口は、平成7年では27,040人に増加し、その後は維持する状況が続いてきましたが、平成27年では28,120人と減少しました。

平成27年の3階級人口（人口の内訳）をみると、15歳未満の年少人口比率、15～64歳の生産年齢人口比率は全国を下回り、65歳以上の老年人口比率は上回る水準にあります。

■総人口と3区分人口の推移



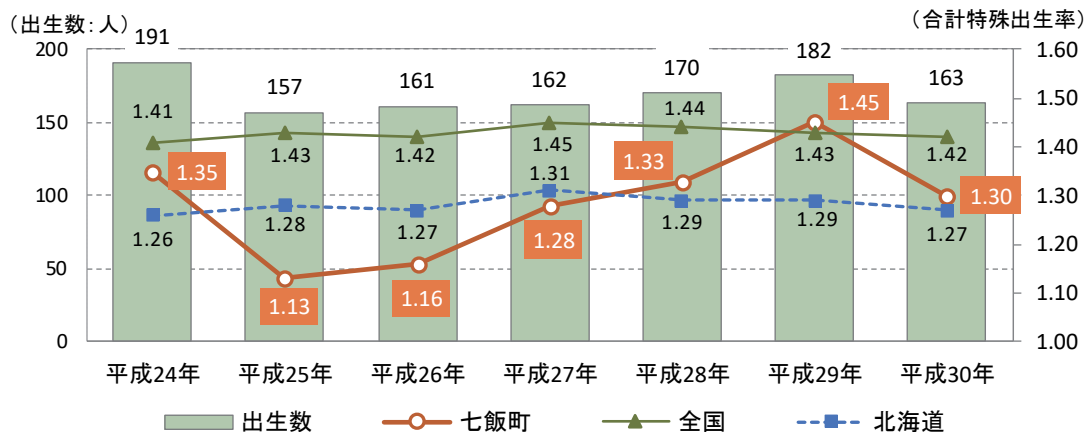
資料：国勢調査（総人口は年齢不詳含む）

■出生数の推移

平成24年の出生数は191人でしたが平成25年に157人と大きく減少し、以降は増加傾向がみられたものの、平成30年は163人と再度減少に転じています。

当町の合計特殊出生率は、平成25～27年は北海道を下回っていましたが、徐々に回復しており、平成29年は1.45で全国を上回りました。しかし、平成30年は出生数の減少に伴い回復から減少に転じており、1.30となっています。

■出生数・合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、七飯町の合計特殊出生率は出生数等から算出

計画の基本的な考え方

■基本理念

本計画では、七飯町子ども・子育て支援事業計画の基本理念「未来をつくる子どもたちが 健やかに育つまち」を継承しつつ、支援法の趣旨を踏まえ、次の理念を掲げます。

－ 基本理念－

**未来をつくる子どもが健やかに育つまち
安心していきいきと暮らすまち ななえ**

子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、関係機関との連携、子育てを応援する町民の意見収集に努め、地域の協力を得ながら、きめ細やかな切れ目のない支援を推進します。

■基本的考え方

《多様化するニーズに応えます》

多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に応えていくよう、町民のニーズに注視するとともに、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。

《妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援をめざします》

妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、子育て世代包括支援センターの設置を行います。従来事業をさらに充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、継続的な支援につなげていきます。

《子どもの視点に立った支援を推進します》

子ども・子育ての支援においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

事業計画

■子ども・子育て支援サービスの全体像

(1)子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2)その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

■児童人口の将来推計

年齢	実績値	推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	170	163	159	154	150	146
1歳	193	189	181	177	171	167
2歳	182	198	194	186	182	176
3歳	204	191	207	203	195	191
4歳	197	206	193	209	205	197
5歳	208	203	212	199	215	211
6歳	216	212	208	217	203	220
7歳	240	217	213	208	217	203
8歳	224	240	217	213	208	217
9歳	250	226	242	219	215	210
10歳	252	253	229	245	222	218
11歳	239	252	253	229	245	222
合計	2,575	2,550	2,508	2,459	2,428	2,378



教育・保育事業の「量の見込み」

■1号認定(幼稚園・認定こども園)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	340	343	342	344	335
1号認定		113	114	114	115	112
2号認定で教育の意向強い		227	229	228	229	223
確保方策 ②		345	345	345	345	345
過不足(②-①)		5	2	3	1	10

■確保方策の考え方

町内の幼稚園及び認定こども園の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■2号認定(保育所・認定こども園／3歳以上)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	230	239	238	240	234
確保方策 ②		277	289	289	289	289
過不足(②-①)		47	50	51	49	55

■確保方策の考え方

町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■3号認定(保育所・認定こども園／3歳未満)

《1・2歳》

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	194	191	185	180	175
確保方策 ②		210	219	219	219	219
過不足(②-①)		16	28	34	39	44

■確保方策の考え方

町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

《0歳》

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	36	37	36	35	34
確保方策 ②		37	38	38	38	38
過不足(②-①)		1	1	2	3	4

■確保方策の考え方

町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。	保健センターにおいて実施してきた特定型の利用者支援事業を継続するとともに、令和2年度から母子保健型の利用者支援事業を実施します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	町内2か所(大中山地区・本町地区)の保育所に併設して地域子育て支援拠点事業を実施します。
③妊婦健康診査事業	母子保健法第13条に基づき、当町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。	公費負担による妊婦健診の実施体制を確保し、妊娠期における母子の健康保持を推進します。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	新生児のいるすべての家庭訪問をめざします。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	養育支援の必要な家庭に継続して保健師の訪問、指導及び助言を行います。また、虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応の体制づくりを進めます。
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合、児童を保護し、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。	児童養護施設くるみ学園での受け入れ体制を今後も継続します。
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業です。	北斗市のせせらぎ保健センター内に設置しているファミリー・サポート・センターで受け入れを行います。
⑧一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり保育を行う事業です。	認定こども園、幼稚園及び保育所において継続して実施します。
⑨時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。	町内6か所の保育所で時間外保育事業を実施します。
⑩病児保育事業	疾病にかかっている場合や回復期にある児童を保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業です。	はるこどもクリニックで実施している病児保育(病児対応型)及び保育所における病児保育(体調不良児対応型)を実施します。
⑪放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。	町内に整備されている学童保育クラブで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

その他の推進事業

《母子保健事業》

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導等の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持・増進を図ります。

- 母子相談事業 ●赤ちゃんサロン ●乳幼児健康診査 ●妊婦・乳幼児栄養指導
- 歯科検診 ●予防接種 ●子ども医療助成 ●子育て世代包括支援センターの設置



《児童虐待の防止対策》

子育て支援ネットワーク会議を活用し、児童相談所、小中学校、幼稚園、保育所、医療機関、主任児童委員等との連携により虐待防止に取り組みます。

- 子育て支援ネットワーク会議の推進 ●児童虐待防止対策の強化
- 児童虐待防止のPR ●児童相談システムによる情報収集



《母子家庭・父子家庭の自立支援》

ひとり親を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援、福祉資金の貸付を行います。

- ひとり親家庭等医療助成 ●自立支援プログラム策定事業（実施：北海道）
- 児童扶養手当（実施：北海道）



《障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する支援》

障がいのある子どもが、身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障がい児通所支援等のサービスに取り組みます。

- 子どもの発達相談・言語相談 ●早期療育システム事業
- 放課後等デイサービス ●児童発達支援 ●保育所等訪問支援など



《子どもの安全対策》

子どもが犯罪被害や交通事故等に遭わないよう、関係機関との連携により犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりに努めます。

- 通園路、通学路の点検 ●子どもの安全を守る子ども 110 番の家等の推進
- 不審者情報の配信 ●登、下校時の安全対策 ●交通安全教室の開催等



《子どもの健全育成》

町の将来を担う青少年が心身ともに健全に成長していくことができるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を推進していきます。

- 体育事業の推進 ●社会教育事業による子ども向け講座の開催
- 相談事業の推進 ●新・放課後子ども総合プランの推進 ●子どもの遊び場整備



《職業生活と家庭生活との両立が可能な環境整備》

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進とその基盤となる子育て支援の充実を図ります。

- 両立支援制度の情報提供 ●父親の子育て参加の促進

